

平成22年10月1日からのキャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）について

◆ 対象有期実習型訓練の変更内容

- ・ 訓練実施計画のOFF-JTとOJTの時間数のそれぞれ8割以上の時間を受講した場合に限り、支給対象となります。
- ・ 1事業所の1年度（4月1日～3月31日まで）当たりの支給額の上限が500万円となります。

☆ 平成22年10月1日以降に受給資格認定申請されるものに適用されます。

◆ 認定実習併用職業訓練及び認定訓練（※）を行う場合の変更内容

（※）都道府県知事から教科、訓練期間、設備等の訓練基準が厚生労働省令で定める基準に適合している旨の認定を受けた職業訓練

- ・ 次の訓練を実施する場合の1事業所1年当たりの支給額の上限が、5,000万円から1,000万円に引き下げられます。
 - ① 対象認定実習併用職業訓練
 - ② 対象職業訓練の一部（認定訓練を実施する場合）
 - ③ 対象短時間等職業訓練の一部（中小企業事業主が認定訓練を実施する場合）

☆ 平成22年10月1日以降に年間職業能力開発計画期間が開始されるものに適用されます。